

先生各位

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

このたび、平成25年4月30日付、「保医発0430第3号」厚生労働省保険局医療課長発通知にて、下記の項目につき、検体検査実施料が平成25年5月1日より新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

●新たに保険収載された検査項目

項 目 名	保険点数	区 分
ＨＰＶ核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	360点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア ＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）は、ＨＰＶ核酸検出の所定点数に準じて算定する。

イ 当該検査は、ＨＰＶ核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。

ウ 当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ＡＳＣ－ＵＳ（意義不明異型扁平上皮）と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。

エ 当該検査をＨＰＶ核酸検出と併せて実施した場合は、主たるもの１つに限り算定する。

●算定条件が追加された検査項目

項 目 名	保険点数	区 分
ＨＰＶ核酸検出	360点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア ＨＰＶ核酸検出は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ＡＳＣ－ＵＳ（意義不明異型扁平上皮）と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。

イ 当該検査をＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）と併せて実施した場合は、主たるもの１つに限り算定する。

<注> 上記「ＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）」については、受託体制が整いしだいご案内させていただきます。